



## 一、最新中国法令

### ● 商务部关于印发《“十四五”利用外资发展规划》的通知

【发布单位】商务部

【发布日期】2021-10-22

【实施日期】2021-2025

【内容提要】该规划提出利用外资规模位居世界前列、利用外资结构持续优化等目标，并从推进更高水平对外开放、优化利用外资结构、强化开放平台功能、提升外商投资促进服务水平、完善外商投资管理体制、优化外商投资环境、促进国际投资自由化便利化等7个方面，明确23项重点任务。其中包括：

推进更高水平对外开放
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>压减外商投资准入负面清单。</u> 持续推进制造业、服务业、农业扩大开放，逐步放宽外商投资股比限制。</li> <li>▪ <u>放宽重点领域准入门槛。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有序推进电信、互联网、教育、文化、医疗等领域相关业务开放。</li> <li>➢ 推动放宽外商投资法律、运输等行业业务范围、人员资质等要求。</li> <li>➢ 稳妥推进银行、证券、保险、基金、期货等金融领域开放。</li> <li>➢ 稳步深化资本市场对外开放，放宽优质外国投资者对上市公司战略投资条件。</li> </ul> </li> <li>▪ <u>持续减少市场准入限制。</u> 进一步缩减市场准入负面清单，减少仓储和邮政业、信息传输、软件和信息技术服务业、租赁和商务服务业、科学研究和技术服务业及文化、体育和娱乐业等领域准入许可事项，降低市场准入门槛。</li> </ul>
优化利用外资结构
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>优化利用外资产业结构。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 完善鼓励外商投资产业目录，支持外资更多投向先进制造业、战略性新兴产业和现代服务业；引导外资更多投向数字化转型、节能环保、生态环境、绿色服务等产业，参与新型基础设施建设。</li> </ul> </li> </ul>

## 一、最新中国法令

### ● 『『第十四次五か年計画』外資利用発展計画』公布に関する商務部による通知

【発布機関】商務部

【発布日】2021-10-22

【実施日】2021-2025

【概要】本計画では、外資利用規模において世界トップレベルを目指すこと、外資利用構造を持続的に最適化することなどの目標を掲げるとともに、より高い水準の対外開放推進、外資利用構造の最適化、対外開放のための基盤、機能の強化、外国投資者による対中投資促進のためのサービス水準向上、外国投資者による対中投資管理体制の整備、外国投資者による対中投資環境の最適化、国際投資の自由化、利便性向上促進など、7つの方面から、23項目の重点任务を明確にしている。それには以下のものが含まれる。

より高い水準の対外開放を推進する
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>外国投資者による対中投資に係る参入ネガティブリストを削減する。</u> 製造業、サービス業、農業の対外開放拡大を持続的に推進し、外国投資者による対中投資における持分比率制限を徐々に緩和する。</li> <li>▪ <u>重点分野における参入ハードルを緩和する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電気通信、インターネット、教育、文化、医療等の分野に係る業務の対外開放を秩序立てて推進する。</li> <li>➢ 外国投資者による対中投資に係る法律、運輸等業種の業務範囲、人員資格などの要求を緩和するための取り組みを行う。</li> <li>➢ 銀行、証券、保険、基金、先物取引などの金融分野における対外開放を着実に推進する。</li> <li>➢ 資本市場の対外開放を着実に推進し、優良な外国投資者による上場会社に対する戦略的投資条件を緩和する。</li> </ul> </li> <li>▪ <u>市場参入制限を持続的に減らす。</u> 市場参入ネガティブリストを更に削減し、倉庫保管及び郵政業、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業、リース及び商業サービス業、科学研究及び技術サービス業並びに文化、スポーツ及び娯楽業等の分野における参入許可事項を減らし、市場参入ハードルを引下げる。</li> </ul>
外資利用構造を最適化する
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>外資利用に係る産業構造の最適化。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「外国投資者による対中投資を奨励する産業目録」を整備し、外資が先進製造業、戦略的新興産業及び現代サービス業のほうに投資することを支持する。外資がデジタルトランスフォーメーション、省エネ・環境保護、生態環境、グリーンサービス等産業のほうに投資し、新タイプのインフラ建設に参入するよう方向づける。</li> </ul> </li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 引导外商投资现代农业领域。</li> <li>➢ 支持外资加大中高端制造、高新技术、传统制造转型升级、现代服务等领域投资，引导汽车、化工、装备制造等制造领域外商投资企业向研发、设计、营销、维修等领域延伸，鼓励有条件的外商投资制造业企业向一体化服务总集成总承包商转变，推动外商投资向高端化、智能化转型。</li> <li>➢ 支持外商投资企业发展研发设计、金融服务、现代物流、供应链管理、信息服务等生产性服务业和医疗、健康、养老、育幼、旅游、家政等生活性服务业，增加优质服务供给。</li> <li>➢ 支持外商投资企业设立全球和区域地区总部、研发中心，参与承担国家科技计划项目，鼓励设立采购中心、结算中心等各类功能性机构，促进全球高端要素资源集聚。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>优化利用外资区域布局。</u></li> <li>▪ <u>拓展利用外资国别地区来源。</u></li> <li>▪ <u>外商投资企业境内再投资促进工程。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 支持外商投资企业通过境内再投资进一步完善产业链布局，投资人工智能、先进材料、集成电路、生物医药等高端高新产业重点环节。对外商投资企业在再投资融资需求、参与国有企业混合所有制改革等方面给予支持。</li> <li>➢ 支持外商投资企业境内再投资企业纳入本地电力、燃气、用水等方面的政策保障范围。</li> </ul>
<p><b>强化开放平台功能</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>推动自贸试验区高质量发展。</u></li> <li>➢ 赋予自贸区更大改革自主权。</li> <li>➢ 加大自贸试验区开放压力测试力度，在服务业等领域放宽外商投资准入限制。引导外商投资投向集成电路、数字经济、新材料、生物医药、高端装备、研发、现代物流等产业，推动高端高新产业外商投资集聚发展。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外国投资者が現代農業分野に投資するよう方向づける。</li> <li>➢ 外資がハイエンド製造、ハイテク、従来の製造企業の構造転換及び高度化、現代サービス等分野の投資を拡大することを支持し、自動車、化学工業、設備製造等の製造分野における外商投資企業が研究開発、設計、マーケティング、補修などの分野へ事業を拡張するよう方向づけ、また条件の整っている外商投資製造業企業が一体化サービス総請負事業者に転向することを奨励し、外国投資者がハイエンド化、スマート化による産業構造転換に投資するための取り組みを行う。</li> <li>➢ 外商投資企業が研究開発及び設計、金融サービス、現代物流、サプライチェーン管理、情報サービス等の生産型サービス業及び医療、健康、高齢者介護、幼児教育、観光、家事等の生活サービス業を発展させることを支持し、良質なサービスの提供を促進する。</li> <li>➢ 外商投資企業がグローバル及び区域次元の地区本部、研究開発センターを設立し、国家科学技術計画プロジェクトに参画し、引き受けることを支持し、また購買センター、決済センター等の各種機能型機構の設立を奨励し、世界中から高度なリソースを結集させる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>各区域における外資利用構造を最適化する。</u></li> <li>▪ <u>外資利用の原資となる国(地区)を開拓し広げる。</u></li> <li>▪ <u>外商投資企業による中国域内における再投資により事業活性化を図る。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外商投資企業が中国域内における再投資により産業チェーン構造をさらに整備し、人工知能、先端材料、集積回路、バイオメディカル等のハイエンド、ハイテク産業の重要プロセスに投資することを支持する。外商投資企業が再投資を行うにあたって、資金調達が必要になった場合、国有企業混合所有制改革に加わる場合などにおいて、これを支援する。</li> <li>➢ 外商投資企業が中国域内において再投資した企業を現地の電力、ガス、用水などに係る保障政策の適用対象範囲に組み入れることを支持する。</li> </ul>
<p><b>對外開放の基盤、機能を強化する</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>自由貿易試験区の良質な発展のための取り組みを行う。</u></li> <li>➢ 自由貿易試験区に対して、より大きな改革自主権を与える。</li> <li>➢ 自由貿易試験区における對外開放の圧力テストの度合いを強化し、サービス業等分野における外国投資者による対中投資の参入制限を緩和する。外国投資者が集積回路、デジタル経済、新素材、バイオメディカル、ハイエンド設備、研究開発、現代物流等の産業に投資するよう方向づけ、ハイエンド及びハイテク産業に外国投資者による投資を集中させることにより、発展を促す。</li> </ul>

- 加强离岸贸易业务创新。
- 探索资源要素配置新机制，推动资本、数据、人才、技术等要素流动便利，提升要素集聚能力。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/wzyx/202110/20211003210174.shtml>

- 国务院关于同意在北京市暂时调整实施有关行政法规和经国务院批准的部门规章规定的批复

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国函〔2021〕106号  
 【发布日期】2021-10-08  
 【实施日期】2021-10-08  
 【内容提要】自即日起在北京市暂时调整实施《中华人民共和国中外合作办学条例》、《外商投资电信企业管理规定》、《营业性演出管理条例》、《建设工程质量管理条例》、《建设工程勘察设计管理条例》、《旅行社条例》、《民办非企业单位登记管理暂行条例》、《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）》的有关规定。部分调整内容包括：

- 向外资开放国内互联网虚拟专用网业务（外资股比不超过50%），吸引海外电信运营商通过设立合资公司，为在京外商投资企业提供国内互联网虚拟专用网业务。
- 允许外商投资音像制品制作业务（限定区域内、中方应掌握经营主导权和内容终审权）。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/18/content\\_5643327.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/18/content_5643327.htm)

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
  - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

- オフショア貿易業務の刷新を強化する。
- 資源要素配置に係る新メカニズムについて検討し、資本、データ、人材、技術等要素の流動の利便性を向上させ、資源要素の集結を促す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/wzyx/202110/20211003210174.shtml>

- 北京市において関連行政法規および国务院の許可を受けた部門規則を一時的に調整し実施することに同意する旨の国务院による回答書

【発布機関】国务院  
 【発布番号】国函〔2021〕106号  
 【発布日】2021-10-08  
 【実施日】2021-10-08  
 【概要】即日、「中華人民共和国外合作による学校運営条例」、「外商投資電気通信企業管理規定」、「営利的公演管理条例」、「建設工事品質管理条例」、「建設工事サーベイ設計管理条例」、「旅行社条例」、「民間非企業組織登記管理暫定条例」、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年度版）」の規定を北京市において一時的に調整し実施する。一部調整内容には以下のものが含まれる。

- 国内におけるインターネット VPN 業務（外資の持分比率は50%を超えない）への外資参入規制を緩和することにより（合弁会社を設立し、北京市において外商投資企業に対して国内インターネット VPN サービスを提供できるようにする）、海外の電気通信事業者を誘致する。
- 外国投資者が音響映像製品制作事業に投資することを認める（区域内に限定する。また、中国側投資者が経営主導権及び内容に対する最終審査権を有すること）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/18/content\\_5643327.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/18/content_5643327.htm)

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
  - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、最新资讯

- [商务部回应：外资企业在华业务关停或者撤离的现象](#)

针对近期不断传出的外资企业在华业务关停或者撤离的消息，中国商务部于10月22日在新闻发布会上回应称，中国市场是开放的，外资企业每年有进有出属正常的市场行为，符合市场规律，也是投资自由化、便利化的表现。从总体情况看，外资企业进的多、出的少。中国市场对外资持续保持较强吸引力。

受中国劳动力成本提高、对外资的超国民待遇取消、中国国内企业逐渐崛起，以及全球金融危机、国际政治环境等的影响，近年来，一些外资企业在华业务关停或者撤离已是不争的事实。从律师业务领域的角度，关停或者撤离，以及与之相关的重组、并购等业务，也明显多于外商投资业务。外资企业关停或者撤离的过程中，撤退方法的探讨（解散清算 or 股权转让等）、裁员及经济补偿（包括群体性事件的预防及处置）、业务停止带来的各方面索赔风险、房地产及其他资产负债的处置、政府当局的应对等都是需要特别关注的事项。

（里兆律师事务所 2021 年 10 月 22 日编写）

## 三、里兆解读

- [集团内共享个人信息的应对方案](#)

### 内容提要

《个人信息保护法》视角下，向他人提供个人信息、向境外提供个人信息均需采取相应的合规措施。企业在集团内（包括境内外关联公司）共享员工个人信息、交易方担当人员个人信息、消费者个人信息的场景下，应当如何合规应对，本文将提供参考意见。

### 正文

## 二、新着情報

- [中国における外資企業の閉鎖、操業停止や事業撤退の動きが見られることについて、商務部が自己の見解を述べた](#)

中国における外資企業の閉鎖、操業停止や撤退の動きが見られるとのうわさが最近、広まっていることについて、中国は開かれた市場であり、外資企業に毎年、市場を出入りする動きがあることは、市場においてよくあることであり、これは市場の規律に適合している。またこれは投資の自由化、利便性向上の表れでもある。総じて言えば、中国に進出した外資企業のほうが、中国市場から撤退した外資企業よりも多い。中国市場は今後も外資企業にとって魅力的な市場であり続けていると、中国商務部が10月22日の記者会見の場で述べた。

中国における労働コストの引上げ、外資に対する自国民よりも優遇された待遇の取り消し、中国国内企業が徐々に頭角を現すようになってきていること、世界金融危機、国際政治環境などの影響を受け、ここ数年、一部の外資企業に中国における操業停止、閉鎖、撤退の動きがあることは紛れもない事実である。弁護士が取扱う業務の観点から見ても、操業停止、閉鎖や撤退、またこれに伴う再編、合併買収などの業務が外国投資者による対中投資業務よりも明らかに多い。外資企業の操業停止、閉鎖又は撤退の過程において、撤退方案の検討（解散清算 or 持分譲渡など）、人員削減及び経済補償（群衆事件発生の防止及び処理）、業務停止によってもたらされる各方面からの賠償請求リスク、不動産及びその他資産、負債の処理、政府当局への対応などは特に注意を払う必要のある事項である。

（里兆法律事務所が 2021 年 10 月 22 日付で作成）

## 三、里兆解説

- [グループ企業内における個人情報の共有に係る対応策](#)

### 概要

「個人情報保護法」の視点から言えば、個人情報を第三者に提供する場合、個人情報を中国域外へ提供する場合はいずれにおいても、適法性確保のための措置を講じる必要がある。本稿においては、参考までに、企業がグループ内（中国域内、域外にある関連会社を含む）で、従業員の個人情報、取引先の担当者の個人情報、消費者の個人情報を共有する場面において、その取扱の適正化を図る上でどのような対応をすべきかについて述べてみたい。

### 本文

《个人信息保护法》已于2021年8月20日公布，并将于2021年11月01日起正式实施。对于企业的个人信息处理活动，《个人信息保护法》确立了诸多法定义务。企业可以通过对企业内部各部门进行问卷调查的方式，系统地梳理、掌握企业内部处理的个人信息种类、处理目的、处理方式等，对企业自身目前的个人信息处理情况进行合规自查，先摸个底。

对于执行信息共享制度的集团企业而言，往往面临三个方面的个人信息共享场景：①员工个人信息共享、②交易方担当人员个人信息<sup>1</sup>共享、③消费者个人信息共享。对于有个人信息跨境共享需求的跨国企业而言，在前述三个方面的个人信息共享场景中，还需采取个人信息跨境传输的合规措施。总体而言，向境内外关联公司共享个人信息将涉及：A.取得个人信息主体的单独同意、B.进行事前个人信息保护影响评估、C.与境外接收方签署标准合同<sup>2</sup>等合规措施。

#### A. 单独同意的取得

场景	法律分析	应对方案
员工单独同意的取得	对于依法取得的员工个人信息，企业将其共享给境内关联公司的行为属于向他人提供个人信息，企业将其共享给境外关联公司的行为属于向境外提供个人信息，依法均需取得员工的单	<ul style="list-style-type: none"> <li>虽然《个人信息保护法》第13条第2款规定，处理“为订立、履行合同所必需，或者按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理所必需”的个人信息无需取得个人同意。但目前并无配套法律文件进一步解释具备“必需性”的个人信息范围。</li> </ul>

「個人情報保護法」は2021年8月20日に公布されており、2021年11月1日から正式に実施されることになっている。企業による個人情報の取扱活動について、「個人情報保護法」において、義務に関する規定が多数設けられている。企業において、社内各部門に対してアンケート調査を実施することを通して、社内で行っている個人情報の種類、取扱目的、取扱方式などを把握し、体系的に整理し、自社における個人情報取扱の適法性をセルフチェックし、自社の現状を先ず把握しておくといえよう。

情報を共有する制度を実施するグループ企業においては、多くの場合、次の3つの方面に係る個人情報を共有する場面が生じることになる。即ち、①従業員の個人情報を共有する場面、②取引先の担当者の個人情報<sup>1</sup>を共有する場面、③消費者の個人情報を共有する場面。国境をまたいで個人情報を共有する需要がある多国籍企業の場合、前述の3つの方面に係る個人情報を共有するにあたっては、さらに個人情報の越境伝送の適法性を確保するための措置を講じる必要もある。中国域内外にある関連会社に対して個人情報を共有するにあたって講じることになる適法性確保のための措置は、概ね次の通り整理される。即ち、A.個人情報主体から個別の同意を取得すること、B.事前の個人情報保護影響評価を実施すること、C.中国域外にある受け手との間において標準契約を締結すること<sup>2</sup>等である。

#### A. 個別の同意の取得

場面	法的分析	対応策
従業員から個別の同意を取得する	法に依拠し取得した従業員の個人情報について、企業がこれを中国域内にある関連会社に共有する行為は、個人情報を第三者へ提供するものであり、企業がこれを中国域外にある関連会社に共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報保護法」第13条第2項は、「個人が当事者である契約を締結、履行するために必要である、又は法に依拠し制定された労働規則制度及び法に依拠し締結された集団契約に従い、人的資源管理を実施するのに必要である」個人情報について、個人から同意を取得する必要はないことを定めている。しかし、ここでいう「必要」とされる個人情報の範囲について更に具体的に解釈した関連文書は今のところない。</li> </ul>

<sup>1</sup> 交易方担当人员个人信息，是指在展会、会面等场合下，取得客户、供应商等交易对象或潜在交易对象的相关担当人员的个人信息（如，名片中包含的个人信息等）。

<sup>1</sup> 取引先の担当者の個人情報とは、展示会、面会などの場で、顧客、サプライヤーなどの取引相手又は今後取引することが見込まれる相手方における担当者の個人情報（たとえば、名刺上の個人情報など）を指す。

<sup>2</sup> 本文所指的通过与境外接收方签署标准合同达到个人信息合规跨境传输的企业，不包括关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的企业。根据《个人信息保护法》的相关规定，关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的企业应当将境内收集和产生的个人信息存储在境内，确需向境外提供的，应当通过国家网信部门组织的安全评估。需要注意的是，截至目前，暂无关于安全评估的配套措施出台，国家网信部门也暂未明确此处的“规定数量”。

<sup>2</sup> 本稿にいう域外にある受け手との間で標準契約を締結することにより、個人情報の越境伝送の適法性を確保する企業には、重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門所定の数量に達している企業は含まれない。《個人情報保護法》によると、重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門所定の数量に達している企業は、中国域内において収集し、発生した個人情報を中国域内に保存することが義務付けられており、中国域外へ提供することがどうしても必要である場合、国家インターネット情報部門によって実施される安全評価を通過しなければならないことになっている。しかし、現時点までにおいて、この安全評価に係る関連措置は公布されておらず、また現在、国家インターネット情報部門もここでいう「所定の数量」を明確に示していない。

	独同意。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 实践中,建议企业安排员工签署《知情同意书》,在向员工依法履行告知义务的前提下,取得员工对“向他人提供个人信息”、“向境外提供个人信息”的单独同意。</li> </ul>		<p>する行為は、中国域外へ個人情報を提供するものであり、いずれも法に依拠し従業員から個別的同意を得ておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 実践において、企業は、従業員に対する告知義務を法に依拠し履行することを前提に、「事情説明同意書」への署名を従業員に求めるといった手法により、「個人情報を第三者へ提供すること」、「個人情報を中国域外へ提供すること」について、従業員から個別的同意を取得しておくのがよい。</li> </ul>
<p>交易方担当人員单独同意的取得</p>	<p>对于依法取得的交易方担当人員个人信息,企业将其共享给境内关联公司的行为属于向他人提供个人信息,企业将其共享给境外关联公司的行为属于向境外提供个人信息,依法均需取得交易方担当人員的单独同意。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 展会、会面等场合中,交易方担当人員主动提供的个人信息(如,名片上记载的个人姓名、工作单位、职位、电话号码、电子邮箱、办公地址等个人信息),除非其明确表示反对,否则可以视为其同意接收方出于日常联络、业务交流、寄送物品等目的合理使用其个人信息。而其个人信息的使用主体仅限于接受名片的企业内部人員,不包括接收方在中国境内外的关联公司(集团内公司)、以及其他任何第三方。因此,有个人信息共享、跨境传输需求的企业可以采取以下应对方案: <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 展会上取得交易方担当人員名片时,可以准备《同意书》供交易方担当人員签署。</li> <li>2) 会面取得交易方担当人員名片时,若不便于当场提供《同意书》,可以向交易方担当人員发送邮件告知相关事项,并取得其同意邮件。</li> </ul> </li> <li>▪ 企业可以在事先对交</li> </ul>	<p>取引先の担当者から個別的同意を取得する</p>	<p>法に依拠し取得した取引先の担当者の個人情報について、企業がこれを中国域内にある関連会社に共有する行為は、個人情報を第三者へ提供するものであり、企業がこれを中国域外にある関連会社に共有する行為は、中国域外へ個人情報を提供するものであり、いずれも法に依拠し取引先の担当者から個別的同意を得ておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 展示会、面会などの場において、取引先の担当者が自発的に提供した個人情報(例えば、名刺に記載している個人の氏名、勤務先、職位、電話番号、電子メールアドレス、オフィス所在地などの個人情報)は、当該取引先の担当者が反対の意思を明確に表示した場合を除いては、日常の連絡、業務上の交流、物品郵送など合理的な目的で、名刺を受け取った者によって、自己の個人情報が利用されることに同意しているものとみなすことができる。しかし、その個人情報の利用者は、名刺を受け取った企業内の人員に限定する必要がある(ここでいう企業内の人員には、名刺を受け取った側の中国域内外にある関連会社(グループ内会社)、及びその他一切の第三者を含まない)。従って、個人情報を共有、越境伝送する必要がある企業は、以下の対応策を講じておくとよい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 展示会において、取引先の担当者から名刺を取得するにあたっては、「同意書」を準備しておき、当該取引先の担当者から署名をもらうようにするとよい。</li> <li>2) 面会時に取引先の担当者から名刺を取得したときに、その場で「同意書」を渡すことが困難である場合、当該取引先の担当者に対してメールで関係事項を告知したうえで、メールで同意を取得するようにするとよい。</li> </ul> </li> <li>▪ 企業は事前に取引先の担</li> </ul>

		<p>易方担当人员名片中的有关个人信息进行隐匿（去标识化）处理（如，全部删去个人信息，或以代号表示个人信息）之后，再共享给境内外关联公司。但我们理解，如果将名片中的“个人姓名、工作单位、职位、电话号码、电子邮箱、办公地址等个人信息”做隐匿处理，那么就失去了在集团内共享的意义。</p>			<p>当者の名刺上の個人情報に対してマスキング（非識別化）処理（例えば、個人情報を全て削除したり、又は個人情報を略語で表す）を行ってから、中国域内外にある関連会社に共有するようにするという方法が考えられるが、名刺上の「個人の氏名、勤務先、職位、電話番号、電子メール、オフィス所在地などの個人情報」を事前にマスキング処理した場合、それをグループ内で共有する意味がなくなるであろう。</p>
<p>消費者単独的同意の取得</p>	<p>对于 B to C 类型的企业，消费者个人信息的处理属于合规重点。对于依法取得的消费者个人信息，企业将其共享给境内关联公司的行为属于向他人提供个人信息，企业将其共享给境外关联公司的行为属于向境外提供个人信息，依法均需取得消费者的单独同意。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 若企业仅通过淘宝、京东等电商平台销售产品，不直接收集消费者个人信息，那么，一般直接适用平台关于个人信息管理的规则即可，企业通常无需自行制定《隐私政策》，但企业需依照平台规则处理消费者个人信息。若根据平台规则，企业无法向他人或境外提供消费者个人信息的，则企业需要另行取得消费者的单独同意。</li> <li>▪ 若企业通过自己的官网、APP、微信公众号等方式向消费者提供线上销售，或者企业通过自身销售渠道或代理店渠道等方式进行线下销售中收集消费者个人信息的，那么，企业需要单独制定《隐私政策》，并取得消费者的单独同意。</li> </ul>	<p>消費者から個別的同意を取得する</p>	<p>B to C 企業の場合、消費者に係る個人情報の取扱が、個人情報取扱の適正化を図る上で、重要なポイントになる。法に依拠し取得した消費者の個人情報について、企業がこれを中国域内にある関連会社に共有する行為は、第三者へ個人情報を提供するものであり、企業が中国域外にある関連会社に共有する行為は、中国域外へ個人情報を提供するものであり、いずれも法に依拠し消費者から個別的同意を得る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業はタオバオ、JD ドットコム等の EC プラットフォーム上で製品を販売するだけであり、消費者の個人情報を直接収集することはない場合、一般的には、当該プラットフォームに設けられている個人情報管理に関する規則を直接適用するだけで足り、企業は通常、「プライバシーポリシー」を独自に制定する必要はないものの、企業は当該プラットフォームの規則に従い、消費者の個人情報を取扱う必要がある。もし当該プラットフォームの規則により、企業は第三者又は中国域外へ消費者の個人情報を提供できないことになっている場合、そのような取扱を実施するにあたって、企業は、消費者から個別的同意を別途得る必要がある。</li> <li>▪ 企業が自社の公式サイト、APP、wechat 公式アカウントなどを通じて、消費者に対してオンライン販売を行う、又は企業が自社の販売チャネル若しくは代理店チャネルなどを通じて、対面式販売を行う過程で消費者の個人情報を収集する場合、企業は「プライバシーポリシー」を独自に制定し、且つ消費者から個別的同意を得る必要がある。</li> </ul>

**B. 事前の个人信息保护影响评估**

根据《个人信息保护法》第 55、56 条的规定，企业向他人或境外提供个人信息的，应当事前进行个人信息保护影响评估，并对处理情况进行记录。

**B. 事前の個人情報保護影響評価**

「個人情報保護法」第 55 条、第 56 条は、企業が第三者又は中国域外へ個人情報を提供するにあたっては、個人情報保護影響評価を事前に実施し、且つ取



个人信息保护影响评估应当包括以下内容：个人信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要；对个人权益的影响及安全风险；所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。

企业内部应当建立个人信息保护影响评估制度，安排落实影响评估制度的部门和人员，对于三个方面的个人信息共享场景以及跨境传输、共享的需求，建议提前制作关于向他人或境外提供个人信息的个人信息保护影响评估报告，并相应对处理情况进行记录，留存至少三年。

### C. 与境外接收方签署标准合同

企业将境内依法收集的个人信息向境外关联公司共享的，属于个人信息跨境传输。首先，原则上，在中国收集、产生的个人信息需要保存在境内。但是，如果的确需要把个人信息共享给境外的话，除了前述需取得个人信息主体的单独同意、进行事前个人信息保护影响评估外，企业还需要具备《个人信息保护法》第 38 条规定的四项条件中的任一条件，实践中，对于有个人信息跨境传输需求的企业<sup>3</sup>而言，便于操作的合规措施为其中的第三项条件“与境外接收方签署标准合同”。但截至目前，国家网信部门尚未颁布此处的“标准合同”。

若在《个人信息保护法》正式实施时（2021 年 11 月 01 日起），国家网信部门仍未颁布标准合同，企业可以考虑与境外接收方签署自行制定的个人信息跨境传输合同。

### 结语

除此之外，根据《个人信息保护法》，企业还需承担制定内部管理制度、定期培训从业人员等法定义务。《个人信息保护法》规定了对违法处理个人信息、且情节严重的个人信息处理者，将处 5000 万元以下或者上一年度营业额 5% 以下的罚款，并可以责令暂停相关业务或者停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以 10 万元以上、100 万元以下罚款，并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员和个人信息保护负责人。

扱状況を記録しなければならない。そして、その個人情報保護影響評価内容には、個人情報の取扱目的、取扱方式などは合法、正当、必要であるか、個人の權益に対する影響及び安全リスク、講じる保護措置は合法、有効であり、且つリスクの度合いと見合っているかといった内容が含まれていなければならないことを定めている。

企業内部において、個人情報保護影響評価制度を構築し、影響評価制度を遂行する部門及び人員を割り当てる必要があり、また上述した 3 つの方面に係る個人情報を共有する場面に係る状況や、越境伝送、共有の需要がある場合、個人情報を第三者又は中国域外へ提供することに関する個人情報保護影響評価報告書を事前に作成し、且つ取扱状況を記録し、それを少なくとも 3 年間、保存しておかなければならないであろう。

### C. 域外にある受け手と標準契約を締結する

企業が中国域内において法に依拠し収集した個人情報を中国域外にある関連会社に共有することは、個人情報の越境伝送にあたる。先ず、原則的には、中国において収集、発生した個人情報は中国域内に保存しておく必要がある。しかし、個人情報を中国域外に提供することがどうしても必要な場合、前述した個人情報主体の個別的同意の取得、事前の個人情報保護影響評価の実施のほか、企業は、さらに「個人情報保護法」第 38 条に定める 4 つの条件のうち、いずれか一つを満たす必要もある。実践において、個人情報を越境伝送する需要のある企業<sup>3</sup> にとって実行しやすいものは、3 つ目の条件として掲げられている「域外にある受け手と標準契約を締結すること」である。しかし、現在未だ、国家インターネット情報部門は、この「標準契約」を公布していない。

もし「個人情報保護法」が正式に実施された時（2021 年 11 月 1 日から正式に実施されることになっている）にも、国家インターネット情報部門が標準契約を公布していない場合、企業は域外にある受け手の間において、独自に作成した個人情報越境伝送に係る契約を締結することも方法として考えられるであろう。

### 終わりに

このほか、「個人情報保護法」では、内部管理体制の制定、従業員に対する定期的な教育訓練の実施などを企業に義務付けている。「個人情報保護法」は、個人情報を違法に取扱い、しかも情状が重いつき、個人情報取扱者を 5000 万元以下又は前年度の売上高の 5% 以下の過料に処し、且つ係る業務の一時停止又は営業停止による整頓を命じ、関係主管部門に通報し、係る業務許可又は営業許可証を取り消すことができる。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任主体を 10 万元以上、100 万元以下の過料に処した上で、係る企業の董事、監事、高級管理職者及び個人情報保護責任者への就任を一定期間禁止する旨を決定できることを定めている。

<sup>3</sup> 同注 2。

<sup>3</sup> 脚注 2 を参照のこと。

实践中，不少企业已经在律师的指导下开始积极履行各项法定义务，包括开展企业内部的问卷调查、制作并安排员工签署《知情同意书》、制作供交易方签署的《同意书》、制作《隐私政策》、制作个人信息保护影响评估制度及记录样式、制作个人信息跨境传输合同、开展《个人信息保护法》合规培训等。

鉴于《个人信息保护法》尚未正式实施，相关配套规定、措施、文件等目前尚未颁布，我们将对相关立法动态持续关注，并协助有需要的企业进行相关合规建设。

（作者：里兆律师事务所 邱奇峰、熊潇）

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《个人信息保护法》要求下，企业急需补充、完善的规章制度、协议书、同意书等
- 集团内共享个人信息的应对方案

現在、弁護士をサポートを受けながら、企業内部におけるアンケート調査、「事情説明同意書」の作成及び従業員の署名取得、取引先の署名をもらうための「同意書」の作成、「プライバシーポリシー」の作成、個人情報保護影響評価制度及び取扱記録のひな形作成、個人情報越境伝送に関する契約の作成、「個人情報保護法」に係るコンプライアンス研修実施など、各種の法定義務の履行に向けた取り組みを積極的に進めている企業も少なからずある。

「個人情報保護法」はまだ正式に実施されておらず、関連する規定、措置、文書などの公布が待たれるところであるが、筆者は係る立法の動向を注視しつつ、企業におけるコンプライアンス体制の構築をサポートしていきたいと考える。

（作者：里兆法律事務所 邱奇峰 熊潇）

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「個人情報保護法」の要求により、企業が急ぎ補充、整備する必要のある規則制度、協議書、同意書など
- グループ企業内における個人情報の共有に係る対応策